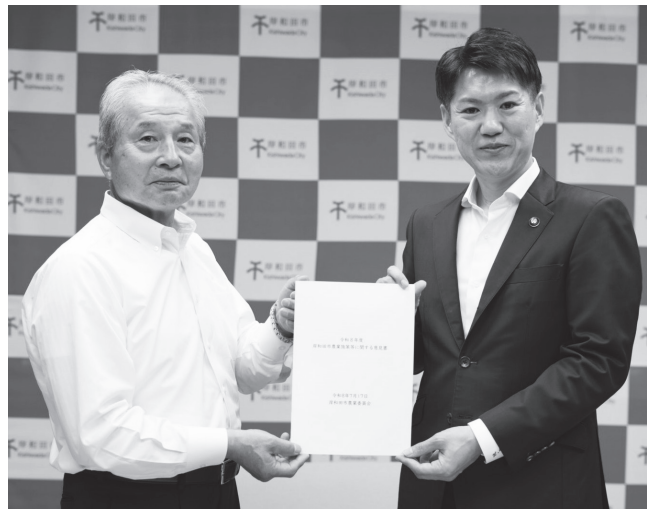


## 新規参入支援などを要望

### 岸和田市農委が意見提出

岸和田市農業委員会（谷口敏信会長）は7月17日、佐野英利

市長に対し、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、「令和



佐野英利市長(右)に意見書を手交する谷口敏信会長(左)

8年度岸和田市農業施策等に関する意見書」を提出した。

意見書では、高齢化や担い手不足、資材価格の高騰、自然災害の激甚化など、営農環境が厳しさを増している」と指摘。農地は食料供給に加え、防災、環境保全、景観形成などの多面的機能を有する地域資源であるとして、令和9年度

の施策と予算措置を求めた。

農地の集積・集約化については、農作業の効率化と優良農地確保に向け、自然流下式パイプラインの整備を要望。新規就農者には、営農技術、資金、農地確保への継続支援と、規模拡大に必要な設備・農機の導入助成制度の創設を求めている。

遊休農地対策では、耕作道や水路などの農業基盤の維持・改

修、スマート農業に係る機械の導入支援を要望。中山間地域では、景観作物や蜜源植物等による粗放的利用への支援を求めた。また、農地の無断転用やスクラップヤード化を防ぐため、自治会や土地改良区、庁内部局の連携を訴えている。

このほか、援農支援体制の強化、里山・丘陵地、集団水田、市街地近接農地など地域特性に

## 農地法個別テーマ別研修会

大阪府は6月17日、大阪市内・咲洲庁舎で農地法初任者向け研修会を開催し、農委職員らが参加。今年3月に大阪府・大阪府農委職員協議会・大阪府農業会議が協議・検討し改定した「農地法関係事務処理の手引き」の内容に沿って説明した。

農地法第3条の内容については、農業会議の松岡巡回指導員から説明。農地法上の「農地」とは、現況地目が農地で、耕作の目的に供され、農地台帳に掲載されている土地と説明。次に、法第3条の許可基準と許可申請書の記述内容及び審査手順について言及した。

その後、府農政室岡総括主査、田中総括主査、上谷主事から、農地法第4条、5条、18条及び農振法について説明があった。

まず、農地転用許可基準の立地基準（農地区分）、第1種農地（原則不許可）、第3種農地（原則許可）、第2種農地（代替性を審査）について説明。農地区分ごとに厳格な審査が必要である

応じた農業の推進を要望。果樹、野菜、景観作物を組み合わせた観光・交流型農業や、生産緑地を活用した食育、学校・福祉との連携も盛り込んだ。

（沼田）

と述べた。

続いて、一般基準について説明。特に露天駐車場・資材置場への転用については、第三者への転売又は資産保有のための便法として申請される可能性があることから内容の詳細確認が必須である。具体には、目的や理由、面積は必要最小限であるか、資金計画の確実性などを確認し慎重な審査が必要と訴えた。

次に、農地法18条許可における離作補償の考え方について判例を紹介し、地域慣行の有無、その程度・内容及び当事者間の事情等を考慮し、個別具体的に判断する必要があるとした。

最後に、農地転用に伴う農振農用地区域からの除外手続きについて説明があった。

（増山）

## 農業委員会業務担当者会議

### 8年度業務の重点事項を説明

農業会議は5月28日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで農業委員会業務担当者会議を開き、41人が出席した。

冒頭に北川専務理事兼事務局長が農業情勢と農業委員会活動の課題について、令和4年「農

業経営基盤強化法等の一部を改正する法律」の5年後見直しを見据え、昨年度策定された地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）における農業委員会の新たな役割や権限のほか、農業委員・推進委員の併存配置の在り方などが議論されていることを説明した。

その後、農業会議事務局の各担当者から、農地転用許可事務関連のほか、地域計画の見直し・実現に係る取り組みに向けた支援、労災保険等を周知する雇用体制強化事業、本年3月に設立の「おおさか農業委員会女性協議会」の活動、なにわ農業賞、農業者年金の加入推進など各事業の説明を行った。（林佑）